

政治資金監査実施要領（現場対応マニュアル） ～政治資金監査報告書記載要領～

1. 政治資金監査報告書の記載事項

- 政治資金監査報告書には、政治資金監査マニュアルに基づいて行った政治資金監査の概要及び結果並びに業務制限に該当するか否かを簡潔明瞭に記載し、かつ、当該政治資金監査報告書を作成した登録政治資金監査人本人が、作成の年月日を付して自署し、かつ、自己の印を押すこと。

2. 政治資金監査報告書作成に当たっての留意事項

- 政治資金監査報告書の用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
- 政治資金監査報告書の表題は、「政治資金監査報告書」とすること。
- 登録政治資金監査人の登録番号及び研修修了年月日については、登録政治資金監査人名簿への登録番号及び政治資金適正化委員会が行う政治資金監査に関する研修の修了年月日を記載すること。
- 監査の結果については、政治資金監査マニュアルに基づいて行った政治資金監査の結果を、記載例に従って記載すること。
 - ・ 監査事項について確認できないものがない場合、記載例Ⅰの例によること。
 - ・ 会計帳簿に記載不備がある場合、支出を受けた者の氏名及び住所並びにその支出の目的、金額及び年月日等、記載不備がある記載事項の種類を明らかにしたうえ、記載例Ⅱの例によること。
 - ・ 領収書等の徴収漏れ又は亡失により支出の状況が確認できなかったものがある場合、領収書等亡失等一覧表を添付のうえ、記載例Ⅲの例によること。
 - ・ このほか、会計責任者等に対するヒアリングを行った結果、なお支出の状況が確認できなかったもの（「政治資金監査実施要領」の「会計責任者等に対するヒアリングに当たっての留意事項」を参照のこと。）がある場合、その内容を明らかにしたうえ、記載例Ⅲの例によること。

3. 政治資金監査報告書記載例

I. 監査事項について確認できないものがない場合

政治資金監査報告書

平成×年×月×日

〇〇〇〇（国会議員関係政治団体名）

代表 〇〇 〇〇 殿

登録政治資金監査人 〇〇 〇〇 ㊦

登録番号 第××××号

研修修了年月日 平成×年×月×日

1 監査の概要

- (1) 私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第19条の13第1項の規定に基づき、〇〇〇〇（国会議員関係政治団体名）の平成×年×月×日から平成×年×月×日までの法第12条第1項（又は法第17条第1項）に規定する報告書並びに当該報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書（以下「会計帳簿等の関係書類」という。）について、法第19条の13第2項で定めるところにより政治資金監査を行った。
- (2) この政治資金監査は、政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。
- (3) 私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成した会計帳簿等の関係書類について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。

2 監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

- (1) 法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、法第9条第1項に規定する会計帳簿、法第10条に規定する明細書、法第11条第1項に規定する領収書等、法第19条の11第1項に規定する領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び法第11条第2項に規定する振込明細書が保存されていた。
- (2) 法第19条の13第2項第2号に規定する事項について、法第9条第1項

に規定する会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。

- (3) 法第 19 条の 13 第 2 項第 3 号に規定する事項について、法第 12 条第 1 項（又は法第 17 条第 1 項）に規定する報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書に基づいて支出の状況が表示されていた。
- (4) 法第 19 条の 13 第 2 項第 4 号に規定する事項について、法第 19 条の 11 第 1 項に規定する領収書等を徴し難かった支出の明細書等は、会計帳簿に基づいて記載されていた。

3 業務制限

〇〇〇〇（国会議員関係政治団体名）と私との間には、法第 19 条の 13 第 5 項の規定に違反する事実はない。

また、〇〇〇〇（国会議員関係政治団体名）と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間においても、同様である。

以 上

Ⅱ. 会計帳簿に記載不備がある場合

政治資金監査報告書

平成×年×月×日

〇〇〇〇（国会議員関係政治団体名）

代表 〇〇 〇〇 殿

登録政治資金監査人 〇〇 〇〇 ㊟

登録番号 第 ×××× 号

研修修了年月日 平成×年×月×日

1 監査の概要

- (1) 私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第 19 条の 13 第 1 項の規定に基づき、〇〇〇〇（国会議員関係政治団体名）の平成×年×月×日から平成×年×月×日までの法第 12 条第 1 項（又は法第 17 条第 1 項）に規定する報告書並びに当該報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書（以下「会計帳簿等の関係書類」という。）について、法第 19 条の 13 第 2 項で定めるところにより政治資金監査を行った。
- (2) この政治資金監査は、政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。
- (3) 私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成した会計帳簿等の関係書類について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。

2 監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

- (1) 法第 19 条の 13 第 2 項第 1 号に規定する事項について、法第 9 条第 1 項に規定する会計帳簿、法第 10 条に規定する明細書、法第 11 条第 1 項に規定する領収書等、法第 19 条の 11 第 1 項に規定する領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び法第 11 条第 2 項に規定する振込明細書が保存されていた。
- (2) 法第 19 条の 13 第 2 項第 2 号に規定する事項について、法第 9 条第 1 項に規定する会計帳簿には、〇〇（※）の記載不備が一部に見られたものの、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、

かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。

(3) 法第 19 条の 13 第 2 項第 3 号に規定する事項について、法第 12 条第 1 項（又は法第 17 条第 1 項）に規定する報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書に基づいて支出の状況が表示されていた。

(4) 法第 19 条の 13 第 2 項第 4 号に規定する事項について、法第 19 条の 11 第 1 項に規定する領収書等を徴し難かった支出の明細書等は、会計帳簿に基づいて記載されていた。

3 業務制限

〇〇〇〇（国会議員関係政治団体名）と私との間には、法第 19 条の 13 第 5 項の規定に違反する事実はない。

また、〇〇〇〇（国会議員関係政治団体名）と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間においても、同様である。

以 上

(※) 支出を受けた者の氏名及び住所並びにその支出の目的、金額及び年月日等の会計帳簿の記載事項の種類を記載すること。

Ⅲ. 領収書等の徴収漏れ又は亡失がある場合

政治資金監査報告書

平成×年×月×日

〇〇〇〇（国会議員関係政治団体名）

代表 〇〇 〇〇 殿

登録政治資金監査人 〇〇 〇〇 ㊟

登録番号 第××××号

研修修了年月日 平成×年×月×日

1 監査の概要

- (1) 私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第19条の13第1項の規定に基づき、〇〇〇〇（国会議員関係政治団体名）の平成×年×月×日から平成×年×月×日までの法第12条第1項（又は法第17条第1項）に規定する報告書並びに当該報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書（以下「会計帳簿等の関係書類」という。）について、法第19条の13第2項で定めるところにより政治資金監査を行った。
- (2) この政治資金監査は、政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。
- (3) 私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成した会計帳簿等の関係書類について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。

2 監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、別添の「領収書等亡失等一覧表」(※)を除き、以下のとおりである。

- (1) 法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、法第9条第1項に規定する会計帳簿、法第10条に規定する明細書、法第11条第1項に規定する領収書等、法第19条の11第1項に規定する領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び法第11条第2項に規定する振込明細書が保存されていた。
- (2) 法第19条の13第2項第2号に規定する事項について、法第9条第1項に規定する会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年におけ

る支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。

(3) 法第 19 条の 13 第 2 項第 3 号に規定する事項について、法第 12 条第 1 項（又は法第 17 条第 1 項）に規定する報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書に基づいて支出の状況が表示されていた。

(4) 法第 19 条の 13 第 2 項第 4 号に規定する事項について、法第 19 条の 11 第 1 項に規定する領収書等を徴し難かった支出の明細書等は、会計帳簿に基づいて記載されていた。

3 業務制限

〇〇〇〇（国会議員関係政治団体名）と私との間には、法第 19 条の 13 第 5 項の規定に違反する事実はない。

また、〇〇〇〇（国会議員関係政治団体名）と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間においても、同様である。

以 上

(※) 別添の「領収書等亡失等一覧表」のほか、会計責任者等に対するヒアリングを行った結果、なお支出の状況が確認できなかったものを記載すること。

(別添)

領収書等亡失等一覧表

支出の目的		金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名
項 目	摘 要			
何 々				
	1 何 々	5,000	○. 1. 1	A 山 一 郎
	2 何 々	50,000	//. 3. 1	甲株式会社 (乙支店)

(備考)

- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
- 2 会計帳簿に記載された支出のうち、領収書等の徴収漏れ又は亡失により、領収書等がないすべての支出を記載すること。